

中小企業投資促進税制におけるデジタル複合機

Q :平成18年度の税制改正で新たに中小企業投資促進税制の対象になったデジタル複合機の要件はどのようになっていますか？

A : 3つの機能のすべてを有しており、かつ、インターネットに接続されていることが要件になっています。

【解説】

平成18年度の税制改正では、中小企業投資促進税制の適用対象となる特定機械装置等にデジタル複合機が追加されました。

デジタル複合機とは、一般に①コピー機能、②FAX機能、③プリンター機能、④スキャナー機能などがついた事務機器をいいますが、この適用の対象となるデジタル複合機は、次の3つの機能のすべてを有しているものとされています。

- イ. 紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍及び画像記憶を行う機能
- ロ. 外部から入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能
- ハ. 記憶した画像情報を保存し、送信し、及び紙面に出力する機能

インターネットに接続されているものとは、外部とのデータの送受信がネット上のできる状態にあるものをいい、単にコピー機又はプリンター装置として使用されているようなものや、社内LANのように、一定の建物の範囲内でデータの送受信ができるようなものは適用対象にならないこととされています。

